

総社市印鑑登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第38号

総社市印鑑登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市印鑑登録及び証明に関する条例施行規則（平成17年総社市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。）を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
（本人確認） 第4条の2 条例第5条第2項に規定する書類は、次に掲げるものとする。 （1）略 （2）法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの。ただし、通知カードは除く。 2 略 <u>様式第5号（第10条関係）</u> （別紙のとおり） <u>様式第7号（第10条関係）</u> （別紙のとおり）	（本人確認） 第4条の2 条例第5条第2項に規定する書類は、次に掲げるものとする。 （1）略 （2）<u>健康保険の被保険者証</u>その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの。ただし、通知カードは除く。 2 略 <u>様式第5号（第10条関係）</u> 略 <u>様式第7号（第10条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

様式第5号（第10条関係）

代理人選任届書

総社市長 様

		年 月 日	
委任される人	住所		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
私は、次のことを申請するにつき、上記の者を私の代理人に選任し、その権限を委任したのでお届けします。			
委任事項	下記該当番号に○印を付けてください。		
	1 印鑑登録をすること。 2 印鑑登録を廃止すること。		
委任する人	住所	総社市	
	氏名	印	
	生年月日	年 月 日	

(注意1) 委任する人(本人)が自署し、登録する印鑑又は登録してある印鑑を押印してください。

(注意2) 委任する人(本人)及び委任される人(代理人)の本人確認ができる書類(運転免許証・介護保険被保険者証等)の原本をお持ちください。

本人確認欄	☐ 運転免許証	☐ 旅券	☐ 在留カード・特別永住者証明書
	☐ 個人番号カード	☐ 保険証	☐ 年金手帳 ☐ その他()

確認者

代理人確認欄	☐ 運転免許証	☐ 旅券	☐ 在留カード・特別永住者証明書
	☐ 個人番号カード	☐ 保険証	☐ 年金手帳 ☐ その他()

確認者

照 会 書

年 月 日

様

総社市長



本日、あなたの印鑑登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づくことに相違ありませんか。相違なければ、回答書（自署すること。）を登録申請した窓口（ ）へ提出してください。

この回答書と引換えに印鑑登録証をお渡ししますから、できるだけ御本人がおいでください。やむを得ない理由で代理人に依頼される場合は、下欄代理人選任届（あなたが自署したもの）が必要です。

なお、この照会書発送の日から30日以内に回答書を持参されないときは、登録申請が無効になりますから御注意ください。

回答書以外に、次のものを御持参ください。（印鑑登録証受け取りの際に、本人確認をさせていただきます。）

◎ 御本人が来られるとき

- 1 登録する印鑑
- 2 運転免許証・介護保険被保険者証・各種年金証書等本人確認のできる書類の原本

◎ 代理人に依頼される時（代理人が来られるとき）

- 1 代理人の登録印鑑、印鑑登録申請時の代理人の印鑑又はこの回答書の代理人受命者の印鑑
- 2 運転免許証・介護保険被保険者証・各種年金証書等（代理人の方の本人確認ができる書類の原本）

回 答 書	
総社市長 様	年 月 日
住 所 総社市	
氏 名	登 録 する印
印鑑登録申請は、私の意思によってしたものに相違ありません。	

代 理 人 選 任 届	
次の者を私の代理人に選任し、この回答書の持参及び印鑑登録証の受領の権限を委任します。	
代理人の住 所	
氏 名	生年月日

※代理人が印鑑登録申請時の代理人と違う者のときは、上記代理人の受命印 印

確認	免	保	その他（	
----	---	---	------	--